

1 計画策定の経緯

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成30年時点で1.42と依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これらの法に基づき、中央区では平成27年3月に、今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、中央区にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

さらに、国においては、平成29年6月には自治体を支援し、遅くとも令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、総合的な少子化対策の一環として子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図る幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

本計画においては第一期同様、子どもの尊厳を守ることに加え、子どもたちが生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず未来への希望を持てるよう子どもの貧困対策などすべての子どもを社会全体で支援していく視点を新たに加えました。

このたび、第二期「中央区子ども・子育て支援事業計画」を、こうした国や都の動きと第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づき策定することといたしました。

○中央区における取組

中央区においては、昭和30年代をピークに人口が減少し、学校の統廃合や伝統あるコミュニティの崩壊を招きかねない事態となりました。

そこで、昭和63年1月に「都心に人が住めるようにしよう」を合言葉に、「定住人口回復対策本部」を設置し、総合的な取組を推進してきました。子育て支援については、区立認可保育所の新設・改築や私立認可保育所等の運営支援など保育環境を充実させるとともに、一時預かり保育や病児・病後児保育など、多様な子育て支援事業を実施してきました。

その結果、平成9年の71,806人を底として人口は増加に転じ、平成31年4月1日には約2.3倍の163,752人となり、特に子育て世代の転入が増え、出生数、子どもの数も増えました。合計特殊出生率は、平成29年には1.42と23区で1位を記録するとともに、出生数は平成28年から3年連続で2,000人を超え、乳幼児人口は平成21年の5,806人から平成31年には11,302人になり、この10年間で約2倍に増加しています。

本区においては、平成17年3月に策定した保健医療福祉分野の総合計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」のなかに「次世代育成支援行動計画」を取り込み、総合的な子育て支援策を展開してきました。さらに乳幼児人口の増加、保育ニーズの高まりに対応すべく保育所待機児童ゼロをはじめとした子育て支援に取り組むため、平成21年8月に子育て支援対策本部を設置しました。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が実施され、前年度に策定された第一期「中央区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施を行うとともに、子ども・子育て支援施策を中心に、母子保健、教育、ワーク・ライフ・バランス等の取組を総合的に推進してきました。

このような計画的な事業実施や子育て支援対策の体制強化のもと、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成20年には15園（定員1,505人）であった認可保育所を令和元年10月までに58園（定員4,972人）に増設し、3,467人の定員拡大を図りました。また、多様な就労形態に対応するため、ゼロ歳児の保育時間拡大や、延長保育をすべての認可保育所等で実施するとともに、急な残業等に柔軟に対応できるスポット延長保育、午後10時までのスポット夜間保育を実施するなど、さまざまな保育サービスの充実を図ってきました。保育定員の拡大など量の確保だけではなく、保育士の待遇改善やキャリアアップに向けた取組みや、園長経験等のある保育士による巡回指導など保育の質の向上に取り組んでいます。

また、地域における子育て支援として、出産後の母子に対し休養の機会の提供および心身のケアを行う産後ケア事業や地域の身近な場所で親子のふれあいと交流の場の提供および育児相談等を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を実施しています。さらに、学齢期に達した子どもが放課後等に過ごす場所として児童を預かる「学童クラブ」を区内全児童館で実施するとともに、保護者の就労等にかかるわらはず、すべての子どもが安全に安心して過ごせるよう学校内に設置する子どもの居場所「プレディ」の拡充を図りました。

特別な配慮が必要な子どもへの支援として、医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業を開始したほか、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点として「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。

このように、多様な子育て支援策の拡充を進めてきましたが、乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、子育て家庭の育児不安や孤立化の解消、専門的知識等を要する支援など引き続きさまざまな課題への対応が求められています。今後とも都心中央区で安心して子どもを産み育てていける環境づくりや、多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援施策のさらなる充実が必要とされています。



国・中央区の主な動向

	国の主な動向	中央区の主な動向
昭和63 (1988)年		・定住人口回復対策本部の設置(1月) 核家族化の進行 郊外への人口流出
平成6 (1994)年	・エンゼルプラン(12月)	
平成11 (1999)年	・新エンゼルプラン(12月)	
平成15 (2003)年	・少子化社会対策基本法(9月) ↓	・次世代育成支援対策推進法(7月) ↓
平成16 (2004)年		
平成17 (2005)年	平成17(2005)年4月から 平成27(2015)年3月まで10年間	・次世代育成支援行動計画(前期)の 策定(3月)
平成18 (2006)年	・少子化社会対策会議 ・新しい少子化対策について(6月)	
平成19 (2007)年	・少子化社会対策会議 ・「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略(12月) ・放課後子ども総合プラン(3月)	・仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)憲章(12月) ・仕事と生活の調和推進の ための行動指針(12月)
平成21 (2009)年		・次世代育成支援行動計画(後期) の策定(3月) ・子育て支援対策本部の設置(8月)
平成22 (2010)年	・子ども・子育てビジョン(1月) ・子ども・子育て新システム検討会議 (1月) ↓	
平成24 (2012)年	・子ども・子育て関連3法公布(3月)	
平成25 (2013)年		・中央区子ども・子育て会議の設置 (7月)
平成26 (2014)年		
平成27 (2015)年	・次世代育成支援対策推進法 有効期間が令和7(2025)年 3月まで10年間延長 →	・中央区子ども・子育て支援事業 計画の策定(3月) (次世代育成支援行動計画と一体的に策定) ↓ 子ども・子育て支援新制度の実施
平成28 (2016)年		
平成29 (2017)年	・子育て安心プラン(6月)	・中間の見直し(8月)
平成30 (2018)年	・新・放課後子ども総合プラン(9月)	
令和元 (2019)年	・幼児教育・保育の無償化(10月) ・改正子どもの貧困対策法	
令和2 (2020)年		・第二期事業計画の策定

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「中央区子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

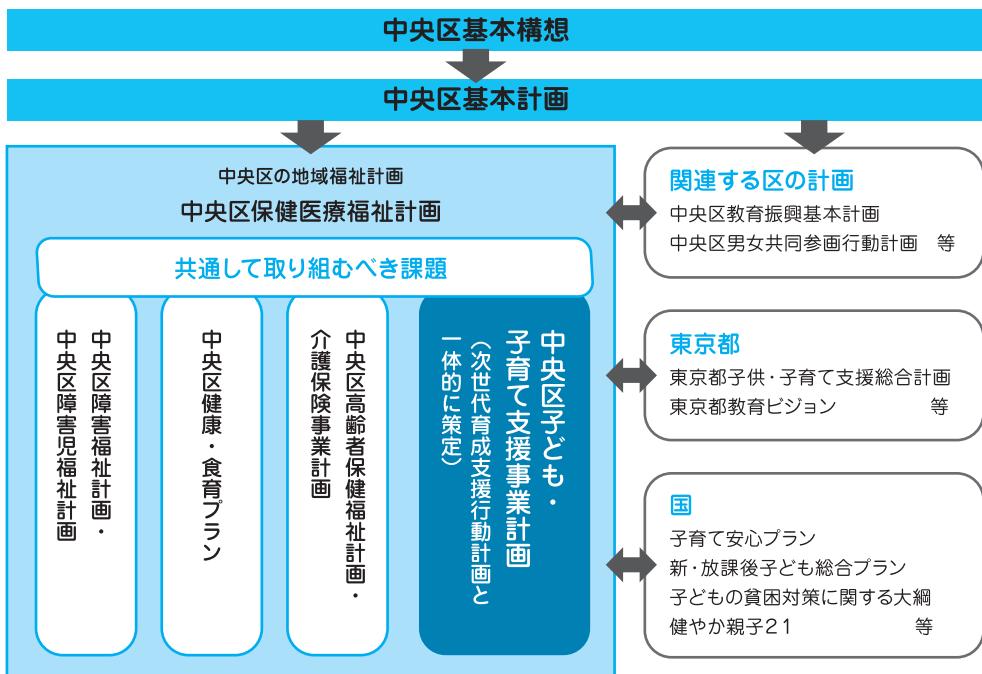
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

(2) 中央区における計画体系

本計画は、「中央区基本構想」「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・都・区の関連する計画と整合性のある計画とします。



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7～ (2025)
第一期中央区子ども・子育て支援事業計画										
					第二期中央区子ども・子育て支援事業計画					
		●中間の 見直し		●改定					●改定	第三期

4) 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 中央区子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に、教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として定めされました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者など以下の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

学識経験者	会長・会長職務代理者	2人
医療関係者	各医師会代表	2人
子育て支援事業者	私立保育所等運営主体代表	1人
子育て支援事業従事者	保育園長(区立・私立)・幼稚園長・小学校長	4人
子育て当事者(区民公募)	保護者又は子育てに关心を持つ者	3人
団体関係者	民生・児童委員協議会各地域代表	3人
〃	子育て支援関係団体等代表	1人
区職員	福祉保健部長・保健所長・教育委員会事務局次長	3人
	計	19人

子ども・子育て支援法（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 第二期計画策定に伴う「中央区子育て支援に関するニーズ調査」

「中央区子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、区民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

①調査の目的

本調査は、令和2(2020)年度から5年間を計画期間とする「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、区民の子育てニーズや確保を図るべき教育・保育施設や子育て支援サービスの量の見込みなどを算定する基礎資料とするため実施したものです。

②調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類の調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象(母集団)	実施方法
就学前児童保護者調査	区内の就学前児童(0~5歳)の保護者	無作為抽出 5,500人 郵送による配布・回収
小学校児童保護者調査	区内の就学児童(小学1~6年生)の保護者	無作為抽出 3,500人 郵送による配布・回収

【調査基準日】平成30年10月1日

【調査期間】平成30年10月25日～11月15日

③配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	5,460票	2,970票	54.4%
小学校児童保護者調査	3,490票	1,905票	54.6%
合計	8,950票	4,875票	54.5%

(3) パブリック・コメントの実施

計画の素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいたぐため、令和元年12月16日から令和2年1月7日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。



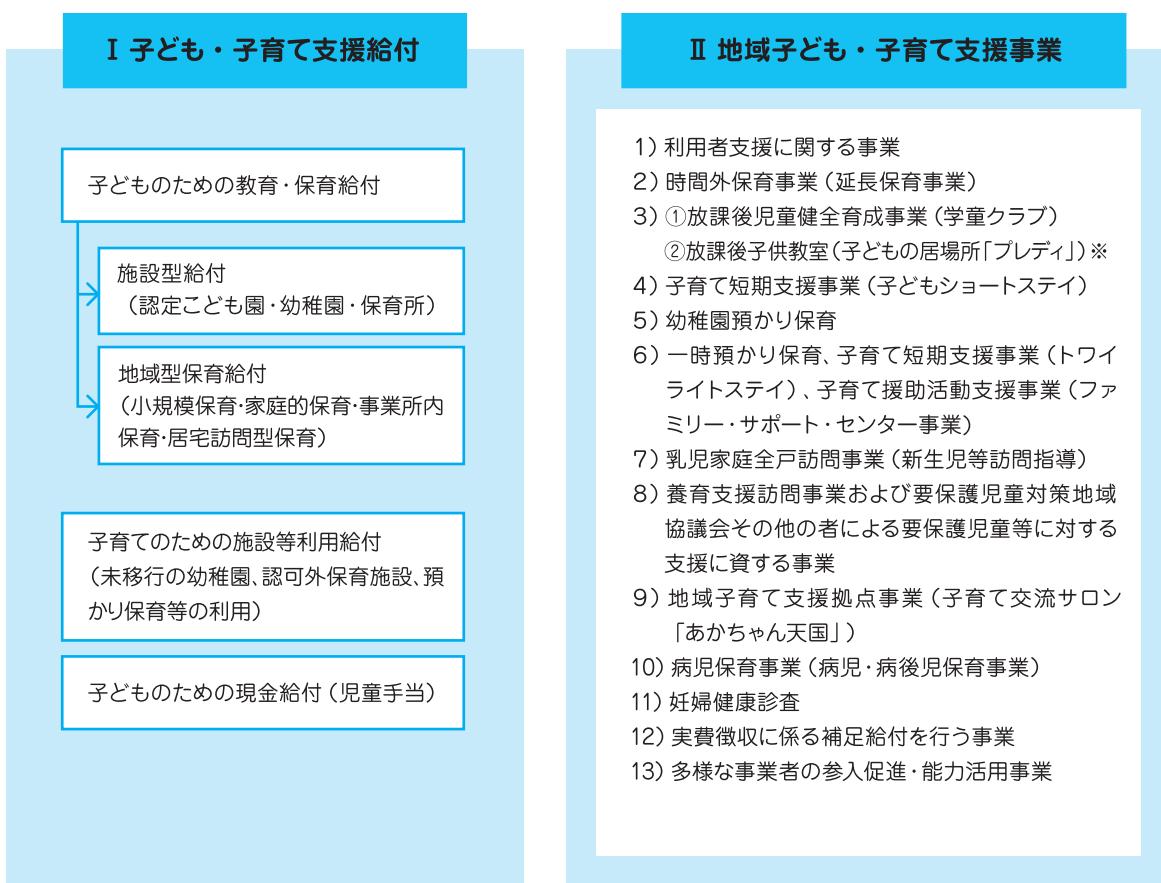
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



※区独自事業

(2) 対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付

1) 施設型給付(教育・保育施設)

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 私立幼稚園については、運営事業者の意向により、制度の給付対象施設に移行している幼稚園と移行していない幼稚園があります。 区立幼稚園はすべて新制度に移行しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境をとおして、養護および教育を行います。 0～2歳の住民税非課税世帯および3歳以上の全世帯は利用料が無償となります。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一括的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 0～2歳の住民税非課税世帯および3歳以上の全世帯は利用料が無償となります。

2) 地域型保育給付(地域型保育事業)

地域型保育は、区の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育 (障害児向け)	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅に保育者が訪問し、1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育 (待機児童向け)	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅に保育者が訪問し、1対1の保育を行う事業です。



②子育てのための施設等利用給付

幼稚園＜未移行＞、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行）	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額（月額2.57万円）を上限として利用料が無償となります。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償となります。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償となります。
幼稚園預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月額1.13万円（満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの非課税世帯の預かり保育は最大月額1.63万円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。
一時預かり保育事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	3歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

③地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、在宅で育児をする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」や保護者の就労、疾病等の理由により利用できる「病児・病後児保育」など、地域でのさまざまな子育て支援事業を実施します。（P22参照）

(3) 保育の必要性の認定

①認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分	対象となる子ども		利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者および同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

②保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（月48時間以上）
- 妊娠、出産
- 疾病、障害
- 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- 「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

